

社会福祉法人白岡市社会福祉協議会白岡市地域づくり事業助成金交付要綱

令和8年5月1日
白社協要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、白岡市重層的支援体制整備事業（地域づくり事業）において、世代や属性を超えて住民同士が交流できる地域活動について必要な事項を定め、市内で地域福祉活動を行う団体に対し、助成を通じて地域の変化に対応した持続可能な地域福祉活動の推進を図ることを目的とする。

(助成交付の対象)

第2条 この要綱による交付対象となる団体は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 非営利で事業を実施する団体（代表者や会計管理者を定めて継続的に活動する団体）
- (2) 企業・事業所などの営利法人のほか、本事業の目的に賛同し推進する意思のある団体
- (3) 白岡市社会福祉協議会の支部社協
- (4) 白岡市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めた団体

2 前項にかかわらず、次に掲げる団体（または活動や事業）は助成対象者となることできない。

- (1) 政治活動または宗教活動を主な目的としている団体や活動（事業）
- (2) 活動内容が公の秩序または善良な風俗に反する団体や活動（事業）
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が意思決定に関与し、又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある団体や活動
- (4) 営利目的の活動（事業）
- (5) 実施団体の構成員のみを対象とする活動（事業）
- (6) 白岡市社会福祉協議会における別の助成を受けているまたは申請中の団体や活動（事業）

(対象となる活動や事業)

第3条 助成の対象となる活動や事業は、白岡市重層的支援体制整備事業実施計画における地域づくり事業内における次の活動に該当するものとする。

- (1) 白岡市内での事業であり、年齢・性別・心身の状態・その他属性にかかわらず誰でも利用できるものであること
- (2) 住民のニーズや生活課題に柔軟に対応し、白岡市の地域福祉の推進を図るものであること
- (3) 本会が実施可能な取り組みであることを認め、1年以上継続して活動することが見込まれるものであること

(4) その他、会長が認めた活動や事業

(助成額および対象経費)

第4条 活動助成額及び対象経費は、別に定める。

(活動助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体は、白岡市地域づくり事業助成金交付申請書（様式第1号）に書類を添付して、会長に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

2 助成金の交付申請は、同一年度内に1団体1回限りとする。

(活動助成金の交付決定却下通知及び交付)

第6条 会長は活動助成金交付申請が期日までにあったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、活動助成事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等を審査し、助成金交付の可否を決定し、活動助成金交付決定・却下通知書（様式第2号）により申請団体の代表者へ通知するものとする。

(変更および中止の申請)

第7条 助成金の交付決定の通知を受けた後、申請内容を変更または中止するときは、活動助成金変更・中止申請書（様式第3号）に書類を添付して、事前に会長の承認を得なければならない。

(取り消し及び助成金の返還)

第8条 白岡市社会福祉協議会は、交付決定者が次の号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定の全部または一部を取り消し、すでに交付した助成金があるときはその全部または一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき

(3) 正当な理由なく、交付申請内容と実績報告の内容に齟齬があったとき。

(4) その他白岡市社会福祉協議会が不相当と認める行為があったとき（法令違反や社会通念上不適切な行為があったと認められるときも含む）。

(活動助成金の実績報告)

第9条 活動助成金の交付を受けた団体は、活動助成金使用実績報告書（様式第4号）に関係書類を添付して、会長に提出するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

白岡市地域づくり事業助成金交付申請書

年 月 日

白岡市社会福祉協議会
会 長 様

団体名
代表者住所
氏 名（自署）

白岡市地域づくり事業助成金の交付を受けたいので関係書類を添えて
申請致します。

記

- 1 申請区分 当年度新規 ・ 当年度継続
- 2 申請額 円
- 3 目的及び使途（別添可）

（添付書類）

1. 事業計画書 2. 収支予算書
3. その他必要な資料（会員名簿、会則等）

白岡市地域づくり事業助成金交付決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

白岡市社会福祉協議会
会 長

年 月 日付で申請のあった白岡市地域づくり事業助成金の交付について、
下記のとおり（決定・却下）したので通知します。

記

1. 交付決定額 金 _____ 円

- (1) 申請とおり
(2) 減額・却下理由

2. 指示事項

(1) 当該事業終了後2カ月以内に下記の書類を提出してください。

- 1 白岡市地域づくり事業助成金使用実績報告書（様式第4号）
- 2 事業報告書
- 3 収支決算書
- 4 その他必要な書類

(2) この助成金が目的以外等又は不正に使用された場合には、交付金の
全部又は一部の返還を命ずることがあります。

白岡市地域づくり事業助成金変更・中止申請書

年 月 日

白岡市社会福祉協議会
会 長 様

団体名
代表者住所
氏 名（自署）

白岡市地域づくり事業助成金の変更・中止を受けたいので関係書類を添えて
申請致します。

記

1 変更・中止内容（別添可）

2 変更・中止理由（別添可）

（添付書類）

1. 事業計画書
2. 収支予算書
3. その他必要な資料（会員名簿、会則等）

白岡市地域づくり事業助成金使用実績報告書

年 月 日

白岡市社会福祉協議会
会 長 様

団体名
代表者住所
氏 名（自署）

白岡市地域づくり事業助成金の使用について関係書類を添えて報告いたします。

記

- | | | |
|--------|---|----------|
| 1 添付書類 | ① | 年度事業報告書 |
| | ② | 年度収支決算書 |
| | ③ | その他必要な書類 |